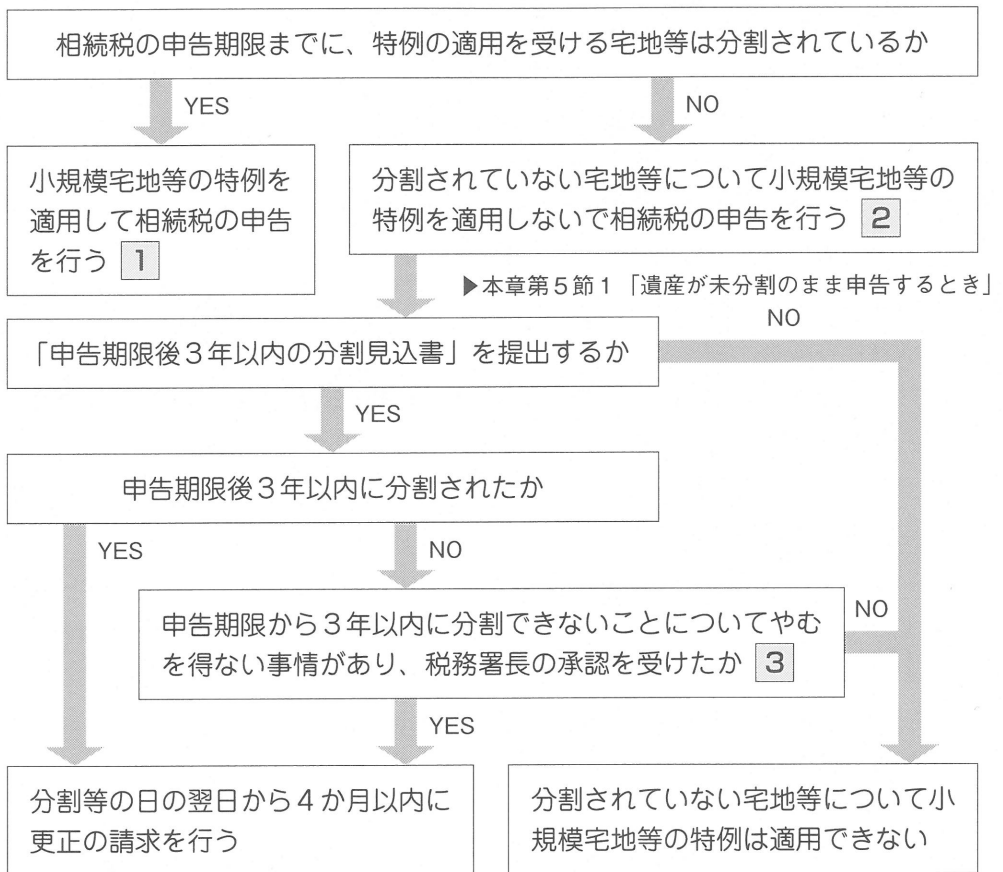


小規模宅地等の特例の申告手続きをするとき

フローチャート



▶第5章第1節「更正の請求をするとき」

実務解説

1 小規模宅地等の特例を適用する場合

小規模宅地等の特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする者の相続税申告書に適用を受けようとする旨を記載し、その計算に関する明細書その他の書類の添付をする必要があります（租特69の4⑦）。

添付が必要な書類は、次のとおりです（租特令40の2⑤、租特規23の2⑧）。

(1) 全てに共通で必要となる書類

① 相続税申告書第11・11の2表の付表1

② 特例対象宅地等を取得した個人全員の、小規模宅地等の選択についての同意を証する書類（取得者が1人の場合には不要）

③ 次のうちいずれかの書類

㊦ 遺言書の写し

㊧ 財産の分割の協議に関する書類（全ての共同相続人及び包括受遺者が自署押印し、印鑑証明書の添付があるもの）の写し

㊨ その他の財産の取得の状況を証する書類

(2) 特定事業用宅地等に該当する場合

相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業用として使用されたものである場合において、その事業が一定の規模以上であるときには、相続税申告書第11・11の2表の付表1（別表2）

(3) 特定居住用宅地等に該当する場合（④に掲げる場合を除きます。）

① 配偶者が適用を受ける場合

追加書類なし

② 同居親族又は生計一親族が居住していた宅地等について適用を受ける場合

その親族が個人番号を所有しない場合には、その親族がその特定居住用宅地等を自己が居住していることを明らかにする書類

③ その他の場合

㊦ その親族が個人番号を所有しない場合には、相続開始の日の3年前の日から相続開始の日までにおけるその親族の住所等を明らかにする書類

㊧ 相続開始の日の3年前の日から相続開始の直前までの間に親族が居住していた

家屋が、その親族及びその配偶者、三親等内の親族、同族会社が所有する家屋以外の家屋である旨を明らかにする書類

- ウ 相続開始の時にその親族が居住している家屋を、その親族が相続開始前のいずれの時点においても所有したことがないことを明らかにする書類
- ④ 被相続人が老人ホームに入居していた場合
上記①～③と同様の書類及び次の書類
 - ア 相続開始の日以後に作成された被相続人の戸籍の附票の写し
 - イ 介護保険の被保険者証の写し又は障害福祉サービス受給者証の写しその他の書類で、その被相続人がその相続開始の直前において要介護、要支援又は障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにするもの
 - ウ その被相続人がその相続開始の直前において入居又は入所していた住居若しくは施設の名称及び所在地並びにこれらの住居又は施設が老人ホーム等いずれの住居又は施設に該当するかを明らかにする書類
- (4) 特定同族会社事業用宅地等に該当する場合
 - ① その法人の定款の写し
 - ② 相続の開始の直前において、その法人の発行済株式総数及び被相続人等が保有するその法人の株式総数を記した書類（法人が証明したものに限りませぬ。）
- (5) 貸付事業用宅地等に該当する場合
相続開始前3年以内に新たに被相続人等の貸付事業の用に供されたものである場合に、被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

2 小規模宅地等の特例を適用しないで申告を行う場合

小規模宅地等の特例は、相続税申告書の提出期限までに共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない宅地等については、適用することができません。

ただし、相続税申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」（後掲参考書式参照）を添付して提出したうえで、申告期限から3年以内に分割されたときは、分割が行われた日の翌日から4か月以内に更正の請求を行うことで、特例の適用を受けることが可能です（租特69の4④ただし書、租特令40の2②③、相税令4の2、租特規23の2⑧六七）。

3 申告期限から3年以内に分割できない場合

「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して申告した後に、相続等に関する訴えの提起がされたこと、その他のやむを得ない事情により、申告期限の翌日から3年以内に分割が確定しない場合であっても、その3年を経過する日の翌日から2か月以内に、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」(後掲参考書式参照)を提出し、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、分割ができることとなった日の翌日から4か月以内に分割された場合に限り、更正の請求をすることで、特例の適用を受けることが可能です(租特69の4④ただし書、租特令40の2②③、相税令4の2、租特規23の2⑧六七)。

ケーススタディ

○申告期限後3年以内の分割見込書の添付漏れ

Q 申告期限までに分割協議がまとまらず、全ての財産について法定相続分により取得したものとして相続税の申告書を提出しました。

申告期限から1年後に、分割協議がまとまりましたが、当初の申告時に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付するのを忘れていました。今から分割見込書を提出して小規模宅地等の特例の適用を受けることは可能でしょうか。

A 申告期限までに分割協議がまとまらないため、相続税の申告時に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して申告している場合には、申告期限後3年以内に分割が確定し、その分割のあった日の翌日から4か月以内に更正の請求をすることにより、小規模宅地等の特例の適用を受けることが可能です(租特69の4④ただし書)。

この場合、「申告期限後3年以内の分割見込書」の添付をしていない場合には、原則として小規模宅地等の特例を受けるための更正の請求をすることはできません。

ただし、申告期限後3年以内の分割見込書の提出がなかった場合においても、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、後日、それらの書類の提出を行った場合に限り、小規模宅地等の特例の適用を受けることができます(租特69の4⑧)。

ご質問のように、単純に添付を忘れていた等の事情の場合には、やむを得ない事情とはいえませんが、原則どおり、小規模宅地等の特例の適用を受けることは難しいと考えられます。

第3章 第3節 相続税の計算

参考書式

○申告期限後3年以内の分割見込書

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

被相続人の氏名 甲野 一郎

申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第1表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

遺産分割調停の申立てがあったため

.....
.....
.....
.....

2 分割の見込みの詳細

調停期日が決まっていないため、確定していない

.....
.....
.....
.....

3 適用を受けようとする特例等

- ① 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- ② 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- ③ 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- ④ 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

（資4-21-A4統一）（平28.6）

＜作成のポイント＞

分割の見込みの詳細は、分割の見込みの見通しが立たない場合には、その旨を記載します。
また、適用を受けようとする特例等は該当するもの全てに○を付けます。

第3章 第3節 相続税の計算

○遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

税務署 受付印

____年 ____月 ____日提出

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住所 (居所) 〇〇市〇〇町1丁目2番3号

〇〇 税務署長

申請者 氏名 甲野 一郎 (印)
(電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

遺産の分割後、
 ・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
 ・~~中規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（相続特別措置法第89条の4第1項）~~
 ・~~特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（相続特別措置法第89条の5第1項）~~
 ・~~特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第18号）による改正前の相続特別措置法第89条の5第1項）~~

遺産が未分割であることについて、
 ・相続税法施行令第4条の2第2項
 ・~~相続特別措置法施行令第10条の2第23項又は第24項~~
 ・~~相続特別措置法施行令第10条の2の2第8項又は第11項~~
 ・~~相続特別措置法施行令第10条の2の2第10項又は第13項~~
 ・~~相続特別措置法施行令第10条の2の2第10項又は第13項~~

の適用を受けたいので、

に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住所 〇〇市〇〇町1丁目2番3号 氏名 甲野 太郎

2 被相続人の相続開始の日 平成(令和) 〇年 〇月 〇日

3 相続税の申告書を提出した日 平成(令和) 〇年 〇月 〇日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由
 遺産分割調停の申立てがされており、相続税申告書の提出期限後3年を経過する日までに、分割が確定しないため

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

※欄は記入しないでください。

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

住所 (居所)	氏名	続柄
〇〇市〇〇町1丁目2番3号	甲野 一郎 (印)	子
〇〇市〇〇町2丁目3番4号	甲野 二郎 (印)	子
〇〇市〇〇町3丁目4番5号	甲野 花子 (印)	子
		印

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 甲野 一郎

関与税理士	(印)	電話番号
-------	-----	------

通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
年 月 日		

(資4-22-1-A4 統一) (令2.6)

＜作成のポイント＞

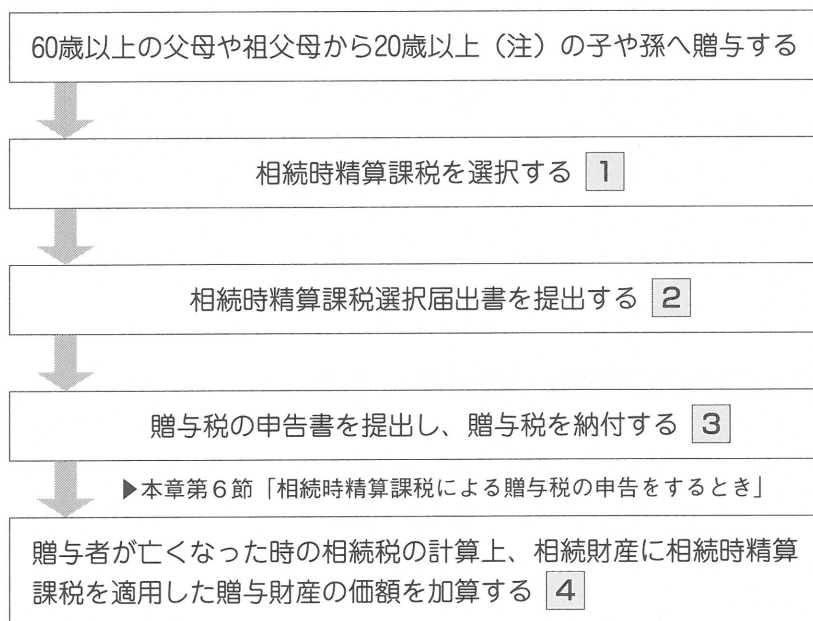
適用を受けようとする特例の種類ごとに作成します（配偶者の税額軽減と小規模宅地等の特例の両方を受けようとする場合には、それぞれ1枚ずつ承認申請書を作成します。）。その際に、該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消します。

また、申請書提出の際にはやむを得ない事由の詳細を明らかにした書類を添付します。

第3節 相続時精算課税制度

相続時精算課税を選択するとき

フローチャート



（注） 令和4年4月1日以降の贈与については18歳以上

実務解説

1 相続時精算課税の選択

相続時精算課税の制度とは、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度です。

原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上（注）の子又は孫に対し、財産を贈与した場合に選択することができます（相税21の9①）。贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

この制度を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降、全てこの制度が適用されるため、暦年課税へ変更することはできず、選択を撤回することもできません（相税21の9③⑥）。

また、この制度の贈与者が亡くなった場合には、贈与者の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）を加算して、相続税額を計算します（相税21の15①）。

（注） 令和4年4月1日以降の贈与については18歳以上

2 相続時精算課税選択届出書の提出

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、納税地の所轄税務署長に対して、「相続時精算課税選択届出書」（後掲参考書式参照）を贈与税の申告書に添付して提出しなければなりません（相税21の9②、相税令5、相税規10・11）。

この届出書には、次の書類を添付することとされています。

- ① 受贈者の氏名、生年月日、受贈者が贈与者の子又は孫であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- ② 受贈者が20歳に達した時以後の住所等を証する書類（戸籍の附票の写し等。ただし令和2年1月1日以後の贈与については不要。）
- ③ 贈与者の氏名、生年月日、贈与者が60歳に達した時以後の住所等を証する書類（住民票の写し等。ただし令和2年1月1日以後の贈与については不要。）

3 贈与税の申告書の提出と贈与税の納付

相続時精算課税の適用を受ける贈与財産については、その選択をした年以後、相続時精算課税に係る贈与者以外の者からの贈与財産と区分して、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。

贈与税の額は、贈与財産の価額の合計額から、特別控除額（限度額2,500万円。ただし前年以前に既に特別控除額を控除している場合には、2,500万円から既に控除した額を差し引いた額が限度額となります。）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します（相税21の10・21の12・21の13・28）。

相続時精算課税を選択した受贈者が、相続時精算課税に係る贈与者以外の者から贈与を受けた財産については、その贈与財産の価額の合計額から暦年課税の基礎控除額110万円を控除し、贈与税の税率を適用して贈与税額を計算します（相税21の11）。

なお、相続時精算課税に係る贈与税額を計算する際には、暦年課税の基礎控除額110万円を控除することはできません。

相続時精算課税の適用を受ける場合には、たとえ贈与税が生じなかったとしても、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、納税地の所轄税務署長に対して申告書を提出する必要があります（相税28）。

4 贈与者が亡くなった時の相続税の計算

相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった場合、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額と、相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します（相税21の14～21の17）。

その際、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます（相税33の2）。

なお、相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の価額となります。

ケーススタディ

○暦年課税贈与と相続時精算課税贈与がある場合

Q 私（30歳）は、今年、父（65歳）から現金1,000万円と母（62歳）から現金500万円の贈与をそれぞれ受けましたが、父からの贈与について相続時精算課税を選択したいと思います。この場合、どのような手続をすればよいでしょうか。また贈与税の納税額の計算はどのようになるでしょうか。

A 父からの贈与について相続時精算課税を選択する場合、贈与を受けた年の翌年3月15日（贈与税の申告期限）までに、所轄税務署に一定の書類を添付した相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書と併せて提出する必要があります（相税21の9②）。贈与税の納税額の計算は、父からの贈与については贈与財産の価額1,000万円が相続時精算課税の特別控除額2,500万円に満たないため、贈与税額は発生しません（相税21の12）。一方、母からの贈与については $(500万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 48万5,000円$ の贈与税額となります（相税21の2・21の5、租特70の2の4・70の2の5）。なお、翌年以降、父からの贈与については相続時精算課税が適用されますので、贈与を受けた金額の大小によらず申告書の提出が必要です（相税28）。また翌年以降の特別控除額の限度額は、当初の限度額2,500万円から今年控除する1,000万円を差し引いた1,500万円となります。

第4章 第3節 相続時精算課税制度

参考書式

○相続時精算課税選択届出書

相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

令和 年 月 日

税務署長

住所 〒 電話(- -)
又は住所 東京都港区〇〇町〇丁目〇番〇号

フリガナ

氏名 〇〇 〇〇 (生年月日) (大・中・平 〇 年 〇 月 〇 日) 印

特定贈与者との続柄 長男

私は、下記の特定贈与者から令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号
フリガナ	
氏名	△△ △△
生年月日	明・大・中・平 〇 年 〇 月 〇 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時点の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1) 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

① 受贈者の氏名、生年月日

② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。

- ・ 租税特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合
- ・ 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合

(2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。

(3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士 印 電話番号

※ 税務署整理欄 届出番号 名簿 確認

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

第4章 第3節 相続時精算課税制度

<作成のポイント>

- ① 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記載します。
- ② 「3 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入します。